

第2 企業会計

1 収入に関すること

項 目	内 容
(1) 未収金に関すること	未収金の収入確保に努めるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人医業未収金</li> <li>・ 医業外未収金</li> <li>・ 工業用水道事業営業未収金</li> <li>・ 工業用水道事業営業外未収金</li> <li>・ 附帯事業未収金</li> <li>・ 県立病院看護職員修学奨励金返納金</li> </ul>
(2) 債権管理に関すること	債権管理簿を作成しないまま未収金を管理していたもの
(3) 収納に関すること	行政財産使用料が未調定となっていたもの

2 支出に関すること

項 目	内 容
(1) 給与に関すること	ア 住居手当 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給開始月を誤っていたため過支給となっていたもの</li> </ul>
	イ 通勤手当 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給開始月を誤っていたため過支給となっていたもの</li> </ul>
(2) 契約に関すること	ア 契約の方式が適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指名競争入札、再度の入札及び随意契約を実施して予定価格の制限の範囲内の価格での入札等がなかったところ、予定価格を変更する合理的な理由がないにもかかわらず、これを変更して新たな指名競争入札を実施していた</li> <li>・ 一般競争入札、再度の入札及び随意契約を実施して予定価格の制限の範囲内の価格での入札等がなかったところ、予定価格を変更する合理的な理由がないにもかかわらず、これを変更して特命随意契約を実施していた</li> <li>・ 契約方法等の意思決定前に、契約(要求)担当者が複数の者から見積書を徴してその採否を決めた上で特命随意契約手続を行っていた</li> </ul>
	イ 予定価格の設定等に適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備保守点検業務委託契約について、点検を要する設備の数量を十分に把握しないまま業務を発注していた</li> </ul>
	ウ 契約の決定・締結に適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書(事務費に関する覚書)に契約金額が誤って記載されたままになっていた</li> <li>・ 代理人が入札していたにもかかわらず委任状が保存されていなかった</li> <li>・ 業務委託契約について、契約締結後に業務量の減少が見込まれたので、契約変更について受託者と協議すべきであった</li> </ul>

項 目	内 容
	<p>エ 契約の履行の確保に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の承諾がないまま業務の一部が再委託されていた</li> <li>・ 機器保守点検業務委託契約について、点検項目の一部が未実施であった</li> <li>・ 設備保守点検業務委託契約について、保守点検及び水質分析の結果の一部が受託者から報告されていなかった</li> <li>・ 受託者から業務完了報告書が提出されていなかった</li> <li>・ 業務委託契約について、業務仕様書に定める各種研修終了後の結果が受託者から報告されていなかった</li> <li>・ 給食材料契約業者に提出を求めていた食品細菌検査及び従事者の検便検査の結果の提出がないものがあった</li> <li>・ 業務委託契約について、監督者及び同代理者等の報告が受託者から書面により通知されていなかった</li> <li>・ 業務委託契約について、配属従業員の氏名、性別、配属部署等の一覧表が受託者から提出されていなかった</li> <li>・ 業務委託契約について、業務従事者を変更したとして受託者から通知書が提出されていたにもかかわらず、当該月の業務完了報告書には変更前の配置人員が記載されていた</li> <li>・ 業務委託契約について、受託者から提出された業務完了報告書は宿直業務の実施状況を確認できるものではなかった</li> <li>・ 業務委託契約について、仕様書に施行場所ごとに年2回実施すると定めていたが、受託者から提出された業務完了報告書は実施期間の記載しかなく、施行場所ごとの実施状況を十分に確認できるものではなかった</li> <li>・ 機器保守管理委託契約について、適切な履行確認を行うため、年間の点検回数を仕様書等に明確に定めるべきであった</li> </ul> <p>オ 医事会計・夜間休日受付業務委託契約について、レセプト査定分析結果を生かせるよう検討すべきほか、受託者に対し増収可能項目等の提案を積極的に求めるなど契約の効果を発現すべきもの</p>
(3) 予算執行に関すること	<p>ア 物品調達・検査体制に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査実施を契約担当者より下位の職員が実施していた</li> <li>・ 検査実施を契約担当者が実施していた</li> <li>・ 所属長による検査実施者の指名が遅延していた</li> </ul> <p>イ 公共用水域水質保全の観点から、汚水処理施設(合併処理浄化槽)の修繕を迅速に実施すべきであったもの</p>
(4) 支払に関すること	<p>ア 資金前渡した文献複写料及び手数料について、資金前渡担任者が前渡資金を精算することなく1月を超えて保管、使用し、次年度に繰り越して使用していたもの</p> <p>イ 前渡資金について、職員が立替払した学会の参加費や各種試験の受験料に支出していたもの</p>

項 目	内 容
	ウ 前渡資金について、前渡資金精算書を作成していなかったもの
	エ 現金支給する職員の給与及び報酬について、給与明細書への受領者の押印を徴してなかったり、給与資金前渡担任者による精算手続を怠っていたりしていたもの

### 3 工事に関すること

項 目	内 容
(1) 施工管理に関すること	<p>ア 管溶接部の品質確認の方法を仕様書に定めていなかったほか、従事した溶接作業者が仕様書に定める所要の資格を有していなかったなど、工事目的物の品質確保のための措置・確認が十分でなかったもの</p> <p>イ 仮設方法に変更があったにもかかわらず請負者に変更施工計画書を提出させていなかったもの</p> <p>ウ 工事により発生した産業廃棄物の処分量が減少していたにもかかわらず請負者と契約変更の協議を行っていなかったなど、工事の監督が不十分であったもの</p> <p>エ 工事により発生した産業廃棄物の処分量が減少していたにもかかわらず契約変更を行っていなかったもの</p> <p>オ 請負者から履行の終了通知が提出されていなかったもの</p>
(2) 設計積算に関すること	<p>工事原価の過誤があったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃プラスチック類及び金属機器類の処分費の計上漏れ</li> <li>・ 交通誘導員(検定合格警備員)の配置費用の計上漏れ</li> </ul>
(3) その他	設計図書等が整備、保存されていなかったもの

### 4 財産(物品を除く。)に関すること

項 目	内 容
行政財産の使用許可に関すること	カード式テレビ等の設置の更新手続が行われていなかったもの

### 5 事務事業に関すること

項 目	内 容
(1) 広報に関すること	<p>ホームページの管理が適切でなかったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人間ドックの検診料金等について誤った金額を掲載していた</li> <li>・ ソースコードが表示されているなど不具合が生じていた</li> </ul>
(2) 組織・運営に関すること	<p>ア 工業用水道事業について、給水契約の維持や企業立地の促進等による新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が必要</p> <p>イ 病院事業について、各病院が地域の中核病院として県民医療の確保を図りながら、一層の経営健全化に取り組むことを期待</p> <p>ウ 電気事業について、さらなる発電コストの低減と発電効率の向上に努めることによって経営の効率化を進め、経営基盤の一層の安定を望む</p>